

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 3 月 25 日 (火) 第2993号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- へき地勤務医師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (地域医療整備課取扱い) 1
- 鹿児島県県民健康プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (健康増進課取扱い) 2
- 高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (高校教育課取扱い) 2

告 示

- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 3
- 保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (森づくり推進課取扱い) 3
- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (森づくり推進課取扱い) 3
- 救急病院等の認定 (地域医療整備課取扱い) 4
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (社会福祉課取扱い) 4
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (2件) (社会福祉課取扱い) 4
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出 (社会福祉課取扱い) 5
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 5
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 5
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (3件) (水産振興課取扱い) 5
- 養殖共済に係る一定の水域の設定 (水産振興課取扱い) 6
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 7
- 公共測量の終了 (2件) (監理課取扱い) 7
- 道路の区域の変更 (3件) (道路維持課取扱い) 8
- 道路の供用の開始 (2件) (道路維持課取扱い) 8
- 道路の位置指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 9

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 10

教 育 委 員 会 訓 令

- 鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令 (※) (総務福利課取扱い) 10

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 10

規 則

へき地勤務医師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第11号

へき地勤務医師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

へき地勤務医師等修学資金貸与条例施行規則（昭和49年鹿児島県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「」を「）に保証人の印鑑証明書を添えて」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に、「次に掲げる書類」を「最近の学業成績表」に改め、同項各号を削る。

第8条第1項中「第8条第1号」を「第8条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第8条第3号」を「第8条第1項第3号」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

（期間の計算）

第9条の2 条例第8条第1項第1号ウ及び第2号イに規定するへき地医療機関等においてその業務に従事した期間を計算する場合においては、当該業務に従事することとなつた日の属する月から当該業務に従事した日の最後の日の属する月までを算入するものとする。ただし、当該業務に従事した日の最後の日の属する月において、再び当該業務に従事したときは、その月を1月として算入するものとする。

2 前項の規定によりへき地医療機関等においてその業務に従事した期間を計算する場合において、当該期間中に休職又は停職の期間、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業をした期間その他これらに類する期間（以下「義務勤務中断期間」という。）があるときは、義務勤務中断期間の開始の日の属する月から義務勤務中断期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、義務勤務中断期間が終了した月において、再び義務勤務中断期間が開始したときは、その月を1月として控除するものとする。

本則に次の1条を加える。

（雑則）

第15条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式 削除

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県県民健康プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第12号

鹿児島県県民健康プラザの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県県民健康プラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成13年鹿児島県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「その額」を「その減ずる額」に改め、「5割相当額」の次に「（当該相当額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加え、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、回数券について減ずる額は、普通券について本文の規定により減ずることとされる額の10倍に相当する額とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

.....

高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第13号

高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則
高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則（昭和50年鹿児島県規則第3
号の2）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「よりがたい」を「より難しい」に改め、同条の表中「9月」を「7月」に、
「10月」を「8月」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第311号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として
指定する予定である。

平成26年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿児島市岡之原町5050番，本名町3570番，日置市東市来町長里字梶4673番，字堂園4674番
2，4678番，4680番 1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村
森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び関係
市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第312号

平成26年 2 月 19 日農林水産省告示第264号（以下「告示第264号」という。）で告示された保
安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年
法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を志布志市役所に掲示するとともに、そ
の要旨を告示する。

平成26年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 所在が不明な者の氏名
本高義治
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
志布志市有明町原田字上五敷807番 2
 - (2) 変更後の指定施業要件
告示第264号の変更後の指定施業要件のとおりに

鹿児島県告示第313号

平成26年 2 月 12 日鹿児島県告示第114号（以下「告示第114号」という。）で告示した保安林
の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年
法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その

要旨を告示する。

平成26年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
		指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
前田實則	曾於市財部町下財部字龍喰3007番 2	告示第114号の変更後の
精松シマ	曾於市財部町下財部字荒谷4044番 2	指定施業要件のとおり

鹿児島県告示第314号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成26年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
川内市医師会立市民病院	薩摩川内市永利町4107番地 7

2 認定の有効期限

平成29年 4 月 17 日

鹿児島県告示第315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
よつもと矯正歯科	鹿屋市寿4-4-11	平成25年9月30日
川原産婦人科	薩摩川内市東開聞町5番27号	平成25年12月31日

鹿児島県告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
よつもと矯正歯科	鹿屋市寿4-4-11	平成25年10月1日
シダマ薬局永田橋通り店	奄美市名瀬末広町18-13アクサ 奄美大島ビル3F	平成26年1月1日

鹿児島県告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成26年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
大知佑介	だいち整骨院 日置市吹上町花熟里225	平成25年12月9日

鹿児島県告示第318号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成26年3月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定医療機関の名称及び所在地
へとの調剤薬局
大島郡天城町天城字石皿又1531-17
- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
所在地	大島郡天城町天城字横道356-1	大島郡天城町天城字石皿又1531-17	平成25年9月1日

鹿児島県告示第319号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年3月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
前田内科	鹿屋市本町4-2	医療法人前田内科	鹿屋市本町4-2	前田 稔廣	平成26年4月1日	短期入所療養介護

鹿児島県告示第320号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年3月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
前田内科	鹿屋市本町4-2	医療法人前田内科	鹿屋市本町4-2	前田 稔廣	平成26年4月1日	介護予防短期入所療養介護

鹿児島県告示第321号

薩摩川内市港町6198番地 小倉義宏及び薩摩川内市港町569番地1 濱崎一義からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年3月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市川内区域 (川内市漁業協同組合の地区)
- 2 区分 主としてごち網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第322号

肝属郡東串良町川東3726番地1 吉川清隆及び肝属郡東串良町川東4060番地 岡本宗明からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 東串良町・大崎町区域 (東串良漁業協同組合の地区)
- 2 区分 主として機船底びき網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第323号

熊毛郡屋久島町船行1046番地16 岡田卓及び熊毛郡屋久島町安房2457番地288 中島正道からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 屋久島町安房区域 (熊毛郡屋久島町船行, 安房, 麦生, 原及び尾之間の地区)
- 2 区分 主として沿岸一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第324号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第118条第3項の規定により、同法第114条第3号に掲げる養殖業の養殖共済に係る一定の水域 (以下「加入区」という。) を次のように定めた。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成26年 3 月 25 日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成25年 9 月 1 日鹿児島県告示第934号 (養殖共済に係る一定の水域の設定) の27の表瀬戸内町花天加入区、瀬戸内町篠川湾深浦大浜加入区及び瀬戸内町クマチキヨ崎加入区の項、28の表瀬戸内町花天加入区、瀬戸内町篠川湾深浦大浜加入区及び瀬戸内町クマチキヨ崎加入区の項並びに29の表瀬戸内町花天加入区、瀬戸内町篠川湾深浦大浜加入区及び瀬戸内町クマチキヨ崎加入区の項を削る。

平成26年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 小割り式2年魚くろまぐろ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
瀬戸内町花天第1加入区	大特区魚第7号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第8号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第3加入区	大特区魚第9号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾深浦大浜第1加入区	大特区魚第18号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾深浦大浜第2加入区	大特区魚第19号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾深浦大浜第3加入区	大特区魚第20号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町クマチキヨ崎第1加入区	大特区魚第24号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町クマチキヨ崎第2加入区	大特区魚第25号漁業権の漁場の区域

- 2 小割り式3年魚くろまぐろ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
瀬戸内町花天第1加入区	大特区魚第7号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第8号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第3加入区	大特区魚第9号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾深浦大浜第1加入区	大特区魚第18号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾深浦大浜第2加入区	大特区魚第19号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾深浦大浜第3加入区	大特区魚第20号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町クマチキヨ崎第1加入区	大特区魚第24号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町クマチキヨ崎第2加入区	大特区魚第25号漁業権の漁場の区域

3 小割り式4年魚くろまぐろ養殖業

加入区 の 名 称	水 域
瀬戸内町花天第1加入区	大特区魚第7号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第2加入区	大特区魚第8号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町花天第3加入区	大特区魚第9号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾深浦大浜第1加入区	大特区魚第18号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾深浦大浜第2加入区	大特区魚第19号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町篠川湾深浦大浜第3加入区	大特区魚第20号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町クマチキヨ崎第1加入区	大特区魚第24号漁業権の漁場の区域
瀬戸内町クマチキヨ崎第2加入区	大特区魚第25号漁業権の漁場の区域

鹿児島県告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（土層改良及び農道整備）叶地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年 3 月 26 日から同年 4 月 22 日まで
- 3 縦覧場所
与論町役場産業振興課

鹿児島県告示第326号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から平成25年 8 月 23 日鹿児島県告示第912号で告示した公共測量の実施は、平成26年 2 月 21 日終了した旨の通知があった。

平成26年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第327号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、熊毛支庁長から平成25年11月 8 日鹿児島県告示第1154号で告示した公共測量の実施は、平成26年 3 月 4 日終了した旨の通知があった。

平成26年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成26年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	霜出南別府線	南九州市知覧町東別府字後畑14421番地先から14402番1地先まで	前	11.5～21.4	93.6
			後	11.5～40.4	86.8

鹿児島県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成26年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	石垣加世田線	南九州市穎娃町別府字大迫平8562番3地先から同市穎娃町別府字福ヶ円8392番1地先まで	前	11.0～21.2	269.5
			後	11.8～32.0	270.0

鹿児島県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成26年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	石垣加世田線	南九州市穎娃町別府字大迫平8562番3地先から同市穎娃町別府字福ヶ円8392番1地先まで	平成26年 3月25日

鹿児島県告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成26年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	湯出大口線	伊佐市大口平出水字中川原 2162番1地先から2160番2 地先まで	前 後	5.1～7.9 6.1～17.1	57.0 57.0
		伊佐市大口平出水字岩原 2073番地先から2066番3地 先まで	前 後	5.3～7.0 5.4～8.6	46.5 46.5
		伊佐市大口平出水字堂免 1860番地先から1861番2地 先まで	前 後	7.8～9.2 6.7～9.2	36.0 36.0
		伊佐市大口平出水字柗木水 流1814番1地先から1806番 2地先まで	前 後	7.8～16.5 7.0～17.0	55.0 55.0

鹿児島県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成26年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	湯出大口線	伊佐市大口平出水字中川原2162番1地先から2160番2地先まで	平成26年 3月25日
		伊佐市大口平出水字岩原2073番地先から2066番3地先まで	
		伊佐市大口平出水字柗木水流1814番1地先から1806番2地先まで	

始良・伊佐地域振興局告示第8号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年 3 月 25 日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

指定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成25年 9月17日	始良市宮島町63番地1 山始ハウジング株式会社 代表取締役 池田清	始良市東餅田字中野崎2604番3, 2604番4及び2604番3地先水路の一部	4.65メートル～ 6.00メートル	14.36メートル
平成25年 12月13日	始良市加治木町木田3722番地1	始良市加治木町木田字城戸口3989番1	6.00メートル～ 8.50メートル	82.23メートル

株式会社フツハラ 代表取締役 蓬原浩二

教育委員会規則

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年3月25日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第5号

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県教育委員会規則第2号）
の一部を次のように改正する。

別表第1中

南さつま市	笠沙小学校	を
薩摩川内市	吉川小学校	

「

薩摩川内市	吉川小学校
-------	-------

」に、

「森山小学校 「川上小学校
田之浦中学校 を「森山小学校」に、 有明小学校 を「川上小学校
出水中学校 」 内之浦中学校」に改める。

別表第2中「玉林小学校」を「笠沙小学校」に、 「野方小学校
大崎第一中学校」を「野方小学校」に改
める。

別表第3中 「久木野小学校
赤生木小学校」を「久木野小学校」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

鹿児島県教育委員会訓令第1号

鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成26年3月25日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令
鹿児島県教育委員会文書規程（平成24年鹿児島県教育委員会訓令第2号）の一部を次のよう
に改正する。

第2条第3号中「鹿児島県立高等学校の設置及び管理に関する条例」を「鹿児島県立中学校
及び高等学校の設置及び管理に関する条例」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第29号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項
の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和
60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している

と認めた。

平成26年3月25日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRトラック野郎N-K	株式会社ニューギン	3P1202
ぱちんこ遊技機	CRコブラTHEドラムL2-K	株式会社ニューギン	4P0101
ぱちんこ遊技機	CRAシャカRAP V	マルホン工業株式会社	4P0076
ぱちんこ遊技機	CR交響詩篇エウレカセブン～真の約束の地～ GL	株式会社ソフィア	4P0093
ぱちんこ遊技機	CRアタックNo. 1ASA	株式会社サンスリー	4P0099